

重要事項説明書

(令和 7 年 6 月 1 日 現在)

1 割

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 特別養護老人ホーム いすず苑
- ・開設年月日 平成 16 年 4 月 11 日
- ・所在地 三重県伊勢市楠部町若ノ山 2605-33
- ・電話番号 0596-28-1010 (FAX) 0596-28-8282
- ・管理者名 施設長 中西 縁
- ・介護保険指定番号 2470800620

(2)相談並びに苦情処理担当者

- ・施設担当者 生活相談員 西田 みのり

介護支援専門員 下村 マミ
井村 文子

- ・第三者委員 中西 巳徳
山下 敦子

- ・伊勢市役所 介護保険課 21-5560

- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
専用電話 059-222-4165

(3)施設運営の指針

いすず苑（以下「当施設」と言う。）は、利用者個々人の施設サービス計画の作成に基づいて、看護、介護及び機能訓練のほか、日常生活に必要な支援を行うことにより、利用者がその有する能力を最大限に生かして自立生活を営めるように努めることとし、その取り組みにあたっては、次の各号を指針とする。

- 1) 職員は、「すべての利用者は、それぞれ今日の高度社会を築きあげた功労者であり人生の達人である。」ことに思いを致し、常に感謝と尊敬の念をもって医療・看護・介護・機能訓練および日常生活の支援等のサービスに努める。
- 2) 当施設は、「利用者個々人が今まで慣れ親しんできた居宅生活のスタイルにより近い生活環境づくり」と「職員との寄り添い合う生活づくり」によってすべての利用者が喜びと生き甲斐の溢れた老後人生を築かれるよう貢献する。
- 3) 当施設は、地域に開かれた施設運営を目指し、そのために運営内容の開示・利用者意見等の収集・利用者家族連絡会の開催・第三者評価の実施等を積極的に行い、かつ、伊勢市等関係行政機関との連携を密にする。

- 4) 職員は、常に効果的な技術および手法の習得に努め、それぞれのセクションにこだわることなく相互に協力しあって利用者へのケアおよびサービスの充実に努めるものとする。

なお、施設長は、利用者へのケア効果を高めるための諸施策の展開および設備の改善、備品器具類の導入に努めるものとする。

- 5) 最も望ましい介護福祉施設に築き上げる使命は、職員一人一人の双肩にかかっていることを肝に銘じて日々の業務に専念する。

(注)「最も望ましい施設」とは、

利用者およびその家族にあっては「入りたい入らせたい いすず苑」

従業員およびその家族にあっては「働きたい働かせたい いすず苑」

(4)施設の職員体制

職 種	員 数
・施設長	常勤専従 1 人
・医師	2 人以上
・看護職員	常勤 1 人以上+常勤換算方法で 3 人以上
・介護職員	常勤換算方法で 3 4 人以上 (ユニットごとに常勤のユニットリーダーを 1 人)
・生活相談員	常勤 1 人以上
・機能訓練指導員	1 人以上
・栄養士	1 人以上
・介護支援専門員	1 人以上

(5)入所定員数

定員 1 0 0 名 (ユニット数は 1 0 とし、各ユニットは 1 0 名とする。)

療養室 全個室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事

朝食 8 : 00 ~

昼食 12 : 00 ~

夕食 18 : 00 ~

- ③ 入浴 (個人浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護 (退所時の支援も行います)

⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)

⑦ 相談援助サービス

⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑨ 理美容サービス

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

＊これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 利用料金

(1)基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

・要介護1	670円	・要介護4	886円
・要介護2	740円	・要介護5	955円
・要介護3	815円		

(2)居住費

当施設は、個室・ユニット型の介護サービスを提供することから、居住費は次により利用者負担とします。

・居住費

2,066円（1日）

- ・第1から第3段階の所得区分該当者には、法的減免措置を適用する。
（別紙参照）

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用する。

・算定根拠

いすゞ苑の居室・共同生活の建物費用、光熱水費、修繕費及び器具備品費を基礎として算出。

・改定手順

経済変動等により居住費を改定する場合は、実施日の3月以前に利用者に書面でもって説明し、利用約款の更改契約を行うものとします。

（注） 1 上記の食費および居住費に関して「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は当苑までご提示ください。

(3)食費

1,750円（1日）

- ・第1から第3段階の所得区分該当者には法的減免措置を適用する。
（別紙参照）

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用する。

- ・特別の食費は実費とする。

(4) 加算料金

1) 体制に係る加算

① 日常生活継続支援加算Ⅱ	46 単位/日
② 看護体制加算Ⅰ	4 単位/日
③ 看護体制加算Ⅱ	8 単位/日
④ 夜勤職員配置加算Ⅳ(ロ)	21 単位/日
⑤ 科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 単位/月
⑥ 生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位/月
⑦ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 単位/月
⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の所定単位数の14%

2) 心身の状況に合わせ提供されるサービスに係る加算(個別の利用者対応)

① 初期加算	30 単位/日
・入所した日から起算して30日以内の期間について加算する。	
・30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とする。	
② 安全対策体制加算(入所時1回)	20 単位/回
③ 看取り介護加算Ⅱ	72 単位/日(死亡日以前31~45日)
	144 単位/日(死亡日以前4~30日)
	780 単位/日(死亡日前日及び前々日)
	1, 580 単位/日(死亡日)
④ 配置医師緊急時対応加算	325 単位/回 配置医師の通常の勤務時間外 (早朝、夜間及び深夜を除く)
	650 単位/回(早朝・夜間)
	1, 300 単位/回(深夜)
⑤ 協力医療機関連携加算	50 単位/月
⑥ 自立支援促進加算	280 単位/月
⑦ 生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位/月
⑧ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位/月
⑨ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 単位/月
⑩ 排せつ支援加算Ⅰ	10 単位/月
⑪ 排せつ支援加算Ⅱ	15 単位/月
⑫ 排せつ支援加算Ⅲ	20 単位/月
⑬ 若年性認知症入所者受入加算	120 単位/日
⑭ 経口維持加算Ⅰ	400 単位/月
⑮ 経口維持加算Ⅱ	100 単位/月
⑯ 療養食加算	6 単位/回
⑰ 再入所時栄養連携加算	200 単位/回
⑱ 退所時情報提供加算	250 単位/回
⑲ 新興感染症等施設医療費	240 単位/日
⑳ 外泊時費用	246 単位/日

(5) その他費用

- | | |
|--|--------|
| ① 貴重品等の管理費
(利用者現金等管理規程による) | 500円/月 |
| ② 理容代(1回) | 1,800円 |
| ③ レクリエーション、クラブ活動 | 実費とする |
| ④ 特別の行事費(交通費を含む) | 実費とする |
| ⑤ おむつ代及び医療処置材料(ガーゼ・包帯・消毒液等)並びに日用品セット
(トイレットペーパー・歯ブラシ・石鹸等)以外のその他日常生活用品 | 実費とする |

(6) 支払方法

- ・料金計算は月末締めで行い、翌月中旬に請求書を発行いたしますので、指定された期日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座自動振替か窓口払いの方法があります。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただいています。

- ・協力医療機関
 - ・市立伊勢総合病院 伊勢市楠部町 3038
 - ・山崎外科内科 伊勢市楠部町乙 77
- ・協力歯科医療機関
 - ・宇治山田歯科医院 伊勢市岩渕 2-4-37

5. 施設利用にあたっての留意事項

- | | |
|---------------|--|
| ・面会時間 | AM 8:30~PM 7:00 |
| ・外出・外泊 | 家族等同伴にて可能です。 |
| ・喫煙・飲酒 | 原則禁止ですが、個別にご相談下さい。 |
| ・火気の取扱い | 施設内火器厳禁です。 |
| ・設備・備品の利用 | 申し出により可能な物とします。 |
| ・所持品・備品等の持ち込み | 原則自由ですが当施設にご相談下さい。 |
| ・外泊時等の施設外での受診 | 原則禁止(緊急時施設連絡のうえ受診可)です。 |
| ・家族の宿泊 | 利用者の居室又は、家族宿泊室にて可能です。
(食事を希望される場合、家族負担) |
| ・宗教活動・ペット | 持ち込み禁止します。 |

6. 衛生管理

- ・当施設は、設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。

7. 秘密保持等

- (1) 当施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、就業規則、雇用契約書等で定めています。
- (3) 当施設は、居宅介護支援事業等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

8. 要望又は苦情処理

- (1) 当施設は、提供した施設サービスに関する利用者及びその家族からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録するものとし、伊勢市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告します。

9. 非常災害対策

- (1) 当施設は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的な計画を定めています。
- (2) 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施する等利用の安全に対して万全を期するものとします。
- (3) 当施設は、医療機関、ほかの社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めています。

10. 事故発生時の対応

- (1) 当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、(1)の事故の状況及び事故に関する処置について記録します。
- (3) 当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 身体拘束等禁止

- ・当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

12. 虐待防止

- (1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じます。
 - ①虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - ②虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催と内容の周知
 - ③虐待防止のための指針の整備
 - ④虐待防止担当者の任命

重要事項説明書

(令和7年6月1日 現在)

2 割

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 特別養護老人ホーム いすず苑
- ・開設年月日 平成16年4月11日
- ・所在地 三重県伊勢市楠部町若ノ山 2605-33
- ・電話番号 0596-28-1010 (FAX) 0596-28-8282
- ・管理者名 施設長 中西 縁
- ・介護保険指定番号 2470800620

(2)相談並びに苦情処理担当者

- ・施設担当者 生活相談員 西田 みのり

介護支援専門員 下村 マミ
井村 文子

- ・第三者委員 中西 巳徳
山下 敦子

- ・伊勢市役所 介護保険課 21-5560

- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
専用電話 059-222-4165

(3)施設運営の指針

いすず苑（以下「当施設」と言う。）は、利用者個々人の施設サービス計画の作成に基づいて、看護、介護及び機能訓練のほか、日常生活に必要な支援を行うことにより、利用者がその有する能力を最大限に生かして自立生活を営めるように努めることとし、その取り組みにあたっては、次の各号を指針とする。

- 1) 職員は、「すべての利用者は、それぞれ今日の高度社会を築きあげた功労者であり人生の達人である。」ことに思いを致し、常に感謝と尊敬の念をもって医療・看護・介護・機能訓練および日常生活の支援等のサービスに努める。
- 2) 当施設は、「利用者個々人が今まで慣れ親しんできた居宅生活のスタイルにより近い生活環境づくり」と「職員との寄り添い合う生活づくり」によってすべての利用者が喜びと生き甲斐の溢れた老後人生を築かれるよう貢献する。
- 3) 当施設は、地域に開かれた施設運営を目指し、そのために運営内容の開示・利用者意見等の収集・利用者家族連絡会の開催・第三者評価の実施等を積極的に行い、かつ、伊勢市等関係行政機関との連携を密にする。

- 4) 職員は、常に効果的な技術および手法の習得に努め、それぞれのセクションにこだわることなく相互に協力しあって利用者へのケアおよびサービスの充実に努めるものとする。

なお、施設長は、利用者へのケア効果を高めるための諸施策の展開および設備の改善、備品器具類の導入に努めるものとする。

- 5) 最も望ましい介護福祉施設に築き上げる使命は、職員一人一人の双肩にかかっていることを肝に銘じて日々の業務に専念する。

(注)「最も望ましい施設」とは、

利用者およびその家族にあっては「入りたい入らせたい いすず苑」

従業員およびその家族にあっては「働きたい働かせたい いすず苑」

(4)施設の職員体制

職 種	員 数
・施設長	常勤専従 1 人
・医師	2 人以上
・看護職員	常勤 1 人以上+常勤換算方法で 3 人以上
・介護職員	常勤換算方法で 3 4 人以上 (ユニットごとに常勤のユニットリーダーを 1 人)
・生活相談員	常勤 1 人以上
・機能訓練指導員	1 人以上
・栄養士	1 人以上
・介護支援専門員	1 人以上

(5)入所定員数

定員 100 名 (ユニット数は 10 とし、各ユニットは 10 名とする。)

療養室 全個室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事

朝食 8:00 ~

昼食 12:00 ~

夕食 18:00 ~

- ③ 入浴 (個人浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護 (退所時の支援も行います)

⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)

⑦ 相談援助サービス

⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑨ 理美容サービス

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

＊これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 利用料金

(1)基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

・要介護1	1,340円	・要介護4	1,772円
・要介護2	1,480円	・要介護5	1,910円
・要介護3	1,630円		

(2)居住費

当施設は、個室・ユニット型の介護サービスを提供することから、居住費は次により利用者負担とします。

・居住費

2,066円（1日）

- ・第1から第3段階の所得区分該当者には、法的減免措置を適用する。
（別紙参照）

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用する。

・算定根拠

いすゞ苑の居室・共同生活の建物費用、光熱水費、修繕費及び器具備品費を基礎として算出。

・改定手順

経済変動等により居住費を改定する場合は、実施日の3月以前に利用者に書面でもって説明し、利用約款の更改契約を行うものとします。

（注） 1 上記の食費および居住費に関して「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は当苑までご提示ください。

(3) 食費

1,750円（1日）

- ・第1から第3段階の所得区分該当者には法的減免措置を適用する。
（別紙参照）

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用する。

- ・特別の食費は実費とする。

(4) 加算料金

1) 体制に係る加算

① 日常生活継続支援加算Ⅱ	92単位/日
② 看護体制加算Ⅰ	8単位/日
③ 看護体制加算Ⅱ	16単位/日
④ 夜勤職員配置加算Ⅳ(ロ)	42単位/日
⑤ 科学的介護推進体制加算Ⅱ	100単位/月
⑥ 生産性向上推進体制加算Ⅱ	20単位/月
⑦ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	20単位/月
⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の所定単位数の14%

2) 心身の状況に合わせ提供されるサービスに係る加算(個別の利用者対応)

① 初期加算	60単位/日
・入所した日から起算して30日以内の期間について加算する。	
・30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とする。	
② 安全対策体制加算(入所時1回)	40単位/回
③ 看取り介護加算Ⅱ	144単位/日(死亡日以前31~45日)
	288単位/日(死亡日以前4~30日)
	1,560単位/日(死亡日前日及び前々日)
	3,160単位/日(死亡日)
④ 配置医師緊急時対応加算	650単位/回 配置医師の通常の勤務時間外 (早朝、夜間及び深夜を除く)
	1,300単位/回(早朝・夜間)
	2,600単位/回(深夜)
⑤ 協力医療機関連携加算	100単位/月
⑥ 自立支援促進加算	560単位/月
⑦ 生活機能向上連携加算Ⅱ	400単位/月
⑧ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ	6単位/月
⑨ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ	26単位/月
⑩ 排せつ支援加算Ⅰ	20単位/月
⑪ 排せつ支援加算Ⅱ	30単位/月
⑫ 排せつ支援加算Ⅲ	40単位/月
⑬ 若年性認知症入所者受入加算	240単位/日
⑭ 経口維持加算Ⅰ	800単位/月
⑮ 経口維持加算Ⅱ	200単位/月
⑯ 療養食加算	12単位/回
⑰ 再入所時栄養連携加算	400単位/回
⑱ 退所時情報提供加算	500単位/回
⑲ 新興感染症等施設医療費	480単位/日
⑳ 外泊時費用	492単位/日

(5) その他費用

- | | |
|--|--------|
| ① 貴重品等の管理費
(利用者現金等管理規程による) | 500円/月 |
| ② 理容代(1回) | 1,800円 |
| ③ レクリエーション、クラブ活動 | 実費とする |
| ④ 特別の行事費(交通費を含む) | 実費とする |
| ⑤ おむつ代及び医療処置材料(ガーゼ・包帯・消毒液等)並びに日用品セット
(トイレットペーパー・歯ブラシ・石鹸等)以外のその他日常生活用品 | 実費とする |

(6) 支払方法

- ・料金計算は月末締めで行い、翌月中旬に請求書を発行いたしますので、指定された期日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座自動振替か窓口払いの方法があります。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただいています。

- ・協力医療機関
 - ・市立伊勢総合病院 伊勢市楠部町 3038
 - ・山崎外科内科 伊勢市楠部町乙 77
- ・協力歯科医療機関
 - ・宇治山田歯科医院 伊勢市岩渕 2-4-37

5. 施設利用にあたっての留意事項

- | | |
|---------------|--|
| ・面会時間 | AM 8:30~PM 7:00 |
| ・外出・外泊 | 家族等同伴にて可能です。 |
| ・喫煙・飲酒 | 原則禁止ですが、個別にご相談下さい。 |
| ・火気の取扱い | 施設内火器厳禁です。 |
| ・設備・備品の利用 | 申し出により可能な物とします。 |
| ・所持品・備品等の持ち込み | 原則自由ですが当施設にご相談下さい。 |
| ・外泊時等の施設外での受診 | 原則禁止(緊急時施設連絡のうえ受診可)です。 |
| ・家族の宿泊 | 利用者の居室又は、家族宿泊室にて可能です。
(食事を希望される場合、家族負担) |
| ・宗教活動・ペット | 持ち込み禁止します。 |

6. 衛生管理

- ・当施設は、設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。

7. 秘密保持等

- (1) 当施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、就業規則、雇用契約書等で定めています。
- (3) 当施設は、居宅介護支援事業等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

8. 要望又は苦情処理

- (1) 当施設は、提供した施設サービスに関する利用者及びその家族からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録するものとし、伊勢市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告します。

9. 非常災害対策

- (1) 当施設は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的な計画を定めています。
- (2) 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施する等利用の安全に対して万全を期するものとします。
- (3) 当施設は、医療機関、ほかの社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めています。

10. 事故発生時の対応

- (1) 当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、(1)の事故の状況及び事故に関する処置について記録します。
- (3) 当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 身体拘束等禁止

- ・当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

12. 虐待防止

- (1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じます。
 - ①虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - ②虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催と内容の周知
 - ③虐待防止のための指針の整備
 - ④虐待防止担当者の任命

重要事項説明書

(令和 7 年 6 月 1 日 現在)

3 割

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 特別養護老人ホーム いすず苑
- ・開設年月日 平成 16 年 4 月 11 日
- ・所在地 三重県伊勢市楠部町若ノ山 2605-33
- ・電話番号 0596-28-1010 (FAX) 0596-28-8282
- ・管理者名 施設長 中西 縁
- ・介護保険指定番号 2470800620

(2)相談並びに苦情処理担当者

- ・施設担当者 生活相談員 西田 みのり
介護支援専門員 下村 マミ
井村 文子
- ・第三者委員 中西 巳徳
山下 敦子
- ・伊勢市役所 介護保険課 21-5560
- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
専用電話 059-222-4165

(3)施設運営の指針

いすず苑（以下「当施設」と言う。）は、利用者個々人の施設サービス計画の作成に基づいて、看護、介護及び機能訓練のほか、日常生活に必要な支援を行うことにより、利用者がその有する能力を最大限に生かして自立生活を営めるように努めることとし、その取り組みにあたっては、次の各号を指針とする。

- 1) 職員は、「すべての利用者は、それぞれ今日の高度社会を築きあげた功労者であり人生の達人である。」ことに思いを致し、常に感謝と尊敬の念をもって医療・看護・介護・機能訓練および日常生活の支援等のサービスに努める。
- 2) 当施設は、「利用者個々人が今まで慣れ親しんできた居宅生活のスタイルにより近い生活環境づくり」と「職員との寄り添い合う生活づくり」によってすべての利用者が喜びと生き甲斐の溢れた老後人生を築かれるよう貢献する。
- 3) 当施設は、地域に開かれた施設運営を目指し、そのために運営内容の開示・利用者意見等の収集・利用者家族連絡会の開催・第三者評価の実施等を積極的に行い、かつ、伊勢市等関係行政機関との連携を密にする。

- 4) 職員は、常に効果的な技術および手法の習得に努め、それぞれのセクションにこだわることなく相互に協力しあって利用者へのケアおよびサービスの充実に努めるものとする。

なお、施設長は、利用者へのケア効果を高めるための諸施策の展開および設備の改善、備品器具類の導入に努めるものとする。

- 5) 最も望ましい介護福祉施設に築き上げる使命は、職員一人一人の双肩にかかっていることを肝に銘じて日々の業務に専念する。

(注)「最も望ましい施設」とは、

利用者およびその家族にあっては「入りたい入らせたい いすず苑」

従業員およびその家族にあっては「働きたい働かせたい いすず苑」

(4)施設の職員体制

職 種	員 数
・施設長	常勤専従 1 人
・医師	2 人以上
・看護職員	常勤 1 人以上+常勤換算方法で 3 人以上
・介護職員	常勤換算方法で 3 4 人以上 (ユニットごとに常勤のユニットリーダーを 1 人)
・生活相談員	常勤 1 人以上
・機能訓練指導員	1 人以上
・栄養士	1 人以上
・介護支援専門員	1 人以上

(5)入所定員数

定員 1 0 0 名 (ユニット数は 1 0 とし、各ユニットは 1 0 名とする。)

療養室 全個室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事

朝食 8 : 00 ~

昼食 12 : 00 ~

夕食 18 : 00 ~

- ③ 入浴 (個人浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護 (退所時の支援も行います)

⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)

⑦ 相談援助サービス

⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑨ 理美容サービス

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

＊これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 利用料金

(1)基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

・要介護1	2,010円	・要介護4	2,658円
・要介護2	2,220円	・要介護5	2,865円
・要介護3	2,445円		

(2)居住費

当施設は、個室・ユニット型の介護サービスを提供することから、居住費は次により利用者負担とします。

・居住費

2,066円（1日）

- ・第1から第3段階の所得区分該当者には、法的減免措置を適用する。
（別紙参照）

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用する。

・算定根拠

いすゞ苑の居室・共同生活の建物費用、光熱水費、修繕費及び器具備品費を基礎として算出。

・改定手順

経済変動等により居住費を改定する場合は、実施日の3月以前に利用者に書面でもって説明し、利用約款の更改契約を行うものとします。

（注） 1 上記の食費および居住費に関して「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は当苑までご提示ください。

(3) 食費

1,750円（1日）

- ・第1から第3段階の所得区分該当者には法的減免措置を適用する。
（別紙参照）

また、第2から第3段階該当者の一部には、社会福祉法人による減免措置を適用する。

- ・特別の食費は実費とする。

(4) 加算料金

1) 体制に係る加算

① 日常生活継続支援加算Ⅱ	1 3 8 単位／日
② 看護体制加算Ⅰ	1 2 単位／日
③ 看護体制加算Ⅱ	2 4 単位／日
④ 夜勤職員配置加算Ⅳ（ロ）	6 3 単位／日
⑤ 科学的介護推進体制加算Ⅱ	1 5 0 単位／月
⑥ 生産性向上推進体制加算Ⅱ	3 0 単位／月
⑦ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	3 0 単位／月
⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	1 ヶ月の所定単位数の 14%

2) 心身の状況に合わせ提供されるサービスに係る加算（個別の利用者対応）

① 初期加算	9 0 単位／日
・ 入所した日から起算して 30 日以内の期間について加算する。	
・ 30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とする。	
② 安全対策体制加算（入所時 1 回）	6 0 単位／回
③ 看取り介護加算Ⅱ	2 1 6 単位／日（死亡日以前 31～45 日）
	4 3 2 単位／日（死亡日以前 4～30 日）
	2,3 4 0 単位／日（死亡日前日及び前々日）
	4,7 4 0 単位／日（死亡日）
④ 配置医師緊急時対応加算	9 7 5 単位／回 配置医師の通常の勤務時間外 （早朝、夜間及び深夜を除く）
	1,9 5 0 単位／回（早朝・夜間）
	3,9 0 0 単位／回（深夜）
⑤ 協力医療機関連携加算	1 5 0 単位／月
⑥ 自立支援促進加算	8 4 0 単位／月
⑦ 生活機能向上連携加算Ⅱ	6 0 0 単位／月
⑧ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ	9 単位／月
⑨ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ	3 9 単位／月
⑩ 排せつ支援加算Ⅰ	3 0 単位／月
⑪ 排せつ支援加算Ⅱ	4 5 単位／月
⑫ 排せつ支援加算Ⅲ	6 0 単位／月
⑬ 若年性認知症入所者受入加算	3 6 0 単位／日
⑭ 経口維持加算Ⅰ	1,2 0 0 単位／月
⑮ 経口維持加算Ⅱ	3 0 0 単位／月
⑯ 療養食加算	1 8 単位／回
⑰ 再入所時栄養連携加算	6 0 0 単位／回
⑱ 退所時情報提供加算	7 5 0 単位／回
⑲ 新興感染症等施設医療費	7 2 0 単位／日
⑳ 外泊時費用	7 3 8 単位／日

(5) その他費用

- | | |
|--|--------|
| ① 貴重品等の管理費
(利用者現金等管理規程による) | 500円/月 |
| ② 理容代(1回) | 1,800円 |
| ③ レクリエーション、クラブ活動 | 実費とする |
| ④ 特別の行事費(交通費を含む) | 実費とする |
| ⑤ おむつ代及び医療処置材料(ガーゼ・包帯・消毒液等)並びに日用品セット
(トイレットペーパー・歯ブラシ・石鹸等)以外のその他日常生活用品 | 実費とする |

(6) 支払方法

- ・料金計算は月末締めで行い、翌月中旬に請求書を発行いたしますので、指定された期日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座自動振替か窓口払いの方法があります。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただいています。

- ・協力医療機関
 - ・市立伊勢総合病院 伊勢市楠部町 3038
 - ・山崎外科内科 伊勢市楠部町乙 77
- ・協力歯科医療機関
 - ・宇治山田歯科医院 伊勢市岩渕 2-4-37

5. 施設利用にあたっての留意事項

- | | |
|---------------|--|
| ・面会時間 | AM 8:30~PM 7:00 |
| ・外出・外泊 | 家族等同伴にて可能です。 |
| ・喫煙・飲酒 | 原則禁止ですが、個別にご相談下さい。 |
| ・火気の取扱い | 施設内火器厳禁です。 |
| ・設備・備品の利用 | 申し出により可能な物とします。 |
| ・所持品・備品等の持ち込み | 原則自由ですが当施設にご相談下さい。 |
| ・外泊時等の施設外での受診 | 原則禁止(緊急時施設連絡のうえ受診可)です。 |
| ・家族の宿泊 | 利用者の居室又は、家族宿泊室にて可能です。
(食事を希望される場合、家族負担) |
| ・宗教活動・ペット | 持ち込み禁止します。 |

6. 衛生管理

- ・当施設は、設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。

7. 秘密保持等

- (1) 当施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、就業規則、雇用契約書等で定めています。
- (3) 当施設は、居宅介護支援事業等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

8. 要望又は苦情処理

- (1) 当施設は、提供した施設サービスに関する利用者及びその家族からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録するものとし、伊勢市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告します。

9. 非常災害対策

- (1) 当施設は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的な計画を定めています。
- (2) 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施する等利用の安全に対して万全を期するものとします。
- (3) 当施設は、医療機関、ほかの社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めています。

10. 事故発生時の対応

- (1) 当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、(1)の事故の状況及び事故に関する処置について記録します。
- (3) 当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 身体拘束等禁止

- ・当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

12. 虐待防止

- (1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じます。
 - ①虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - ②虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催と内容の周知
 - ③虐待防止のための指針の整備
 - ④虐待防止担当者の任命

